

憲法 28 条、民主主義破壊の全日建連帯関生支部弾圧を許すな。

滋賀県警、大阪府警、和歌山県警、京都府警によって、昨年 8 月から延べ 88 名が逮捕され未だ拘留中が 6 名、そして 50 名以上が起訴されるという大弾圧が、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（連帯関生支部）に対しおこなわれている。彼らは全港湾とともに三単産共闘を通じ民間中小労働運動の前進に向け苦楽を共にしてきた、我々が最も信頼する大切な仲間である。大弾圧に対し満身創意になりながら闘いぬく彼らの痛みと苦闘を、我がものとして共有し全力を挙げ反撃の闘いを開始しなければならない。

この弾圧は、一過性のものではない。安倍政権、警察権力が一労働組合にしかすぎない連帯関生支部の組織的壊滅を目論んだものである。三井三池、国労弾圧などと並ぶ国家権力の政治的意図による労働組合つぶしの大弾圧であり、日本の民主主義を破壊し戦争する国造りにむけた、時代を画する大弾圧である。

滋賀県警、兵庫県警、京都府警では暴力団対策が専門の組織犯罪対策課が弾圧の先頭に立っている。連帯関生支部を民事介入暴力集団として規定し、連帯関生支部の正当な組合活動である団体交渉や抗議行動などを、恐喝、脅迫、威力業務妨害事件としてでっち上げ、不当逮捕し起訴している。裁判が進行し拘留の理由がなくなると 4、5 年前の事件で再逮捕をくり返し、7 回も逮捕されている組合員もいる。指導部であればあるほど再逮捕、長期拘留が続いている。ようやく保釈されても組合員との接触禁止、組合事務所立ち入り禁止など厳しい条件が課せられ、組合活動への復帰が困難になっている。警察自らが組合員の家族に対して「組合員に連帯をやめるように説得しろ」と恫喝している。連帯関生支部の組織的壊滅にその政治目的があることが鮮明である。

それだけではない。大阪広域協は連帯関生支部組合員には「仕事をまわさない」と広言し、警察も連帯関生支部組合員を雇用し続ける会社を、「企業舎弟」扱いし、有形、無形の圧力をかけている。「暴力団対策」や「過激派対策」で用いられた手法が公然とつかわれている。

これらを許せば原則的に闘う労働組合の団体交渉や争議行為の一切が法律違反となり、労組法の刑事免責、民事免責は完全に死文化する。警察権力は取調べの中で、「企業の外で活動するのは労働組合ではない、連帯はやりすぎだ」などと露骨に本音を述べている。

安倍政権にとって戦争と貧困の拡大の中で、労働組合運動を労使協調の企業内組合運動へと封じ込めることは不可欠の課題である。連帯関生支部のように中小生コン各社を協同組合へと組織し、ゼネコンなどに対して生コン価格の引き上げを要求する協同組合運動による賃金労働条件の改善や、「戦争する国造り」に対し、辺野古新基地建設反対、サミット反対などで、ミキサ車を全国各地に展開して闘うなどは労働組合運動として認めがたいものとなっている。

このような労働組合つぶしの大弾圧に対して、一過性の労働組合弾圧ではなく、憲法 28 条破壊、日本の民主主義破壊の攻撃であるとして、反戦・平和・反原発などを闘う市民団体、住民団体、民主団体が抗議に立ち上がっている。彼らは共通して憲法 28 条で保障されている労働組合活動すらこのような形で弾圧されているのなら、自らの基地、行政、電力各社などへの抗議行動や、申入れ行動もまた全て、脅迫や威力業務妨害として弾圧されかねないと大きな危機感をもっている。連帯関生支部に対する支援にとどまらず日本の民主主義の危機、自らが闘う反戦・平和・反原発などの闘いの危機として反撃の闘いに立ち上がっている。これらの人々と連帯し、我々の大切な仲間である連帯関生支部に対する大弾圧を、自らへの弾圧として受け止め、全国一般全国協は組織の全力を挙げて連帯関生支部支援の闘いに立ち上がろう。以上決議する。